

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和5年7月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	感染症対策課	275-5306	健康管理システム改修業務(新型コロナウイルスワクチン追加接種(7回目接種))	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	4,393,400	R5.7.14	<p>本業務は、追加接種(7回目接種)に伴うワクチン接種者を適正に管理するため、健康管理システムを構成する予防接種システムへの追加接種(7回目接種)に関する項目の追加を行うものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、当該システムの仕様や設定・ネットワークの構成についての詳細な知識や技術が必須であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、当該システムの詳細な知識等を有していないことから、重大な設定漏れ、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステムの稼働に影響を与えることが予想される。その場合、新型コロナウイルスワクチンの接種履歴管理等が行えない、追加接種の対象者への接種券送付や接種動員に支障が生じ、市民の健康を損なう恐れがあるほか、健康管理システムが停止するなど、当該システムを利用するすべての課に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、本業務を詳細な知識等を有しない者に委託することはできない。</p> <p>以上のことから、本業務については、当該システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、当該システムに係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外では適正な履行ができないため、当該業者への随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	